

## 浜松医療センター新病院建設構想検討委員会設置要綱

## (趣旨)

第 1 条 浜松医療センターの新病院構想を受け、新病院の建設に向けた、より具体的な検討をするため、浜松医療センター新病院建設構想検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 浜松医療センター新病院建設構想の案の策定に関すること。
- (2) その他、検討委員会において必要と認める事項。

## (組織)

第 3 条 検討委員会は別表 1 の職にある者をもって組織する。

2 委員の任期は平成 26 年 3 月 31 日までとする。

## (委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には、健康福祉部を事務分掌する副市長をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、検討委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、健康福祉部医療担当部長が就き、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 検討委員会は、必要に応じて専門委員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 検討委員会は、必要に応じて別表 1 の職以外にある者の意見を聞くことができる。

## (庶務)

第 6 条 検討委員会の庶務は、健康福祉部病院管理課において行う。

## (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

## 別表 1

健康福祉部を事務分掌する副市長
健康福祉部長
健康福祉部医療担当部長
都市整備部長
消防長